

令和8年度女性活躍応援塾事業 募集要領

1 趣旨・目的

地域で主導的な役割を担うことができる女性の育成や地域活動への女性の新たな参画、知識の習得を目指し、女性活躍応援塾事業を実施します。

本事業は、これまで地域活動の経験が少ない、または主体的に関わる機会がなかった女性が、地域課題の解決に向けた活動に必要な知識の習得や主体的に取り組む新たな仲間づくりを行い、実際に活動をしながらかの行動に繋げていく「最初の一步」を支援することを目的としています。

2 本事業の成果

本事業において求める成果は、イベントや取組の実施に至るまでの構成員同士の対話や企画の立案・試行、振り返りなど、構成員が主体的に学び、検討を重ねながら進めていく過程（以下「検討プロセス」という。）を重視しています。

補助金事業とは異なり、単にイベントの実施のみを主目的とするのではなく、検討プロセスを通じて得られる学びや関係性の構築、新たに活動に取り組む女性の獲得を重要な成果として評価します。

3 女性活躍応援塾について

女性活躍応援塾は、以下の2つの事業から構成されます。（別紙1参照）

(1) 地域活動推進塾（京都府委託事業）

これまで地域活動の経験が少ない、または主体的に関わる機会がなかった女性が、地域課題の解決に取り組む上で必要な知識やノウハウを習得しながら、地域活動を展開するもの。女性の新規構成員（事業運営に携わる者）5人以上の参画が必須。

(2) 地域女性リーダーシップ育成塾（学習・交流の場）

地域活動を行う上での組織運営や事業実施に必要な知識を身に付けるとともに、女性活躍応援塾の参加者やすでに地域活動を行っている他団体・個人間のネットワーク構築を図るためのワークショップ。最終回は「まとめ」として取組を通じた学びや気づき、検討の過程等の成果を発表し、共有する。

地域女性リーダーシップ育成塾の開催は全4回、日程は以下のとおり。

【日程（予定）】

令和8年9月19日（土）午後

令和8年10月10日（土）午後

令和8年11月28日（土）午後：他団体を含めた交流会

令和9年3月13日（土）午後：成果発表会

※各回120分程度 対面又はオンライン

4 募集する取組の運営

(1) 地域活動推進塾

新規事業を企画し最終目標を設定した上で、そのために必要な知識・ノウハウを習得し、実践する場として、令和8年度に実施する取組を募集します。

なお、以下の条件をすべて満たす必要があります。

ア 地域課題の解決に関する事業であること

イ 契約締結後から令和9年3月15日の間に企画検討、学び、意見交換、試行等を含む活動を計4回以上開催すること

ウ 新たに事業運営に携わる新規構成員の女性を5人以上確保すること

(2) 事業実施期間

契約日 令和8年8月中旬～令和9年3月15日（予定）

なお、令和9年3月15日までに事業経費の支払いまで完了している必要があります。

(3) 事業費及び対象経費

ア 事業費：1件当たりの事業費の上限額 20万円（税込）

※ただし、事業費の15%以上を企画立案・学習・振り返り等の検討プロセスに要する経費（専門家や関係者による助言、構成員同士の学び合い、企画内容の検討等を行う上で必要な講師謝金・会場費、視察・調査に必要な旅費・消耗品等）として活用すること。

イ 対象経費：別紙2のとおり

(4) 事業対象エリア

京都府内

(5) 予定採択件数

4件程度

5 募集のポイント

(1) 新規性のある事業であること

新たに取組む事業でなければならない。

(2) 事業運営に携わる女性の新規構成員の開拓が見込まれる事業であること

地域活動への女性の新たな参画を促すため、ともに学び、実践する5人以上の女性新規構成員を確保しなければならない。

(3) 次年度以降も活動を継続することが見込まれる事業であること

地域活動を通じた女性活躍の推進や地域活性化を促すため、次年度以降も活動を継続・拡大することが見込まれる事業でなければならない。

(4) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで応募すること

本事業は、構成員の学びや成長、今後の地域活動につながる経験を重視するため、単発的なイベントの実施を主目的とする事業は対象としない。

6 応募対象者

(1) 地域における女性の活躍の推進を図る事業を行う個人又は団体※

（個人又は団体の代表者において、性別は問わない。）

※対象となる「団体」とは、法人格を有するもの（営利・非営利は問わない。）のほか法人格がない団体であっても、下記の例のように2人以上で構成され、定款・会則などが定められているものをいう。

法人格がない対象団体の例

ボランティアサークル、実行委員会、自治会・町内会、老人クラブ、婦人会、PTA 等

- (2) 上記(1)に掲げる個人、事業者、団体が複数で連携して取り組む組織のほか、本事業の目的等を踏まえ、実施主体として知事が適当と認めたもの

7 応募条件

- (1) 個人の場合は、府内に在住又は勤務している18歳以上であること
- (2) 新規構成員とともに、地域女性リーダーシップ育成塾に参加すること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと
- (5) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと
- (6) 企画提案募集に係る公告の日から契約締結の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと
- (9) 労働関係法令の違反により、労働行政機関から指導・勧告を受け、是正が図られていない者でないこと
- (10) 全日程を通じて参加が可能な者であること

8 応募手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 2F
京都府 文化生活部 男女共同参画課
女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進係
電話：075-692-3495 FAX：075-692-3497
メールアドレス：danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等

募集要領、申請書等の様式は、京都府文化生活部男女共同参画課ホームページからダウンロードしてください。

(3) 募集期間、応募書類の提出場所及び提出方法

ア 募集期間

令和8年5月29日（金）から6月30日（火）午後5時まで＜必着＞
※提出期限後に到着した応募書類は無効とします。

イ 提出場所

上記（1）に同じ
なお、提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

ウ 提出方法

以下の①②両方で御提出ください。
①持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送
②メール（danjokyodo@pref.kyoto.lg.jpあて）

9 契約開始までのスケジュール

5月29日（金） 公募の開始
6月30日（火） 公募締切
7月下旬 採択・不採択通知
8月中旬 契約締結

10 応募書類

(1) 提出書類

- ア 令和8年度女性活躍応援塾事業応募申請書（様式1）
- イ 事業実施計画書（様式2）
- ウ 経費見積書（任意様式でも可）
※検討プロセスに要する経費の内訳が分かるように記載してください。
※別紙2「対象経費」の項目毎の積算の根拠が分かるように記載してください。
- エ 応募者が法人の場合は、以下の書類を添付してください。
 - （ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - （イ）法人定款
- オ 応募者が任意の団体の場合は、以下の書類を添付してください。
 - （ア）団体規約

- (イ) 役員一覧
- (ウ) 会員数が分かるもの
- (2) 提出された書類の取扱い
 - ア 提出された応募書類は、本事業における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しません。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととします。
 - イ 提出された応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
 - ウ 提出された応募書類は返却しません。
 - エ 応募書類等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負うこととします。

11 評価方法

- (1) 評価基準
 - 別紙3「評価基準」のとおり
- (2) 評価方法
 - 応募申請書について、評価基準に基づいて、有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価します。
- (3) 候補者の選定方法
 - 失格者を除いた者のうち、上記（2）の総合点が最も高い者から契約の相手方の候補者として選定します。
- (4) その他
 - 次に掲げる事項に該当する者は、失格とします。
 - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 事業費が1件あたりの事業費上限額を超える場合
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 評価に係る有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - カ その他の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 選定結果の通知

候補者選定後、応募者全員に選定又は非選定の結果を通知します。

※評価の点数及び選定・非選定の理由については非公表

13 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府の間とで、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結します。
- (2) 契約額は、所要事業費に予算の範囲内で調整を加えた額となる場合があります。
- (3) 契約代金の支払については、委託事業完了後に受託者から業務完了報告書の提出を

受け、精算払により支払います。ただし、委託先からの要請があった場合、その必要があると認める時は、委託料の90%に相当する額の範囲内で前金払をするものとしてします。

- (4) 契約交渉の相手方に選定された者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出してください。なお、この場合、次順位者を候補者としてします。

14 完了報告

受託者は、委託事業を完了したときは、業務完了報告書を京都府に提出するものとし、業務完了報告書には次の内容を含むものとしてします。

(1) 事業概要

年度、業務名、事業期間、業務完了年月日、事業概要、実施結果、事業に要した経費内訳等

(2) 成果

ア 新規参加者名簿

イ 写真、新聞記事、チラシ等

ウ 動画（必要に応じて）

エ その他（業務を実施したことによる効果を、簡潔に文章で記載してください。）

15 その他

- (1) 応募申請書については、1者につき1提案に限ります。
- (2) 応募申請書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできません。ただし、府から指示があった場合を除きます。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位としてします。
- (4) 業務に係るすべての成果品の著作権等の所有権は委託者に原則帰属するものとしてします。